

意見公募要領

1 意見公募対象

「AI のセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」本編（案）

「AI のセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」別添（付属資料）（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

令和7年9月からサイバーセキュリティタスクフォースの下にAIセキュリティ分科会を開催し、AIから不正な出力を行わせたり、AIを搭載するシステムの停止を生じさせたりするといったAIへの脅威に対して、AIのセキュリティを確保するための技術的対策の検討を行ってまいりました。

今般、分科会の検討結果が取りまとめられ、総務省において、当該取りまとめを踏まえて「AIのセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」本編（案）、「AIのセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」別添（付属資料）（案）を作成しましたので、令和7年12月26日（金）から令和8年1月29日（木）までの間、意見を募集することとします。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ウェブサイト（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載します。

4 意見の提出方法・提出先

以下（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

以下（2）・（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Govを利用する場合

e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の意見提出フォームから御提出ください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：security-AI<@>soumu.go.jp

総務省サイバーセキュリティ統括官室 宛て

※迷惑メール防止のため、@を「<@>」と表示しています。メールをお送りになる際には、「<@>」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) の e-Gov を御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願ひいたします。

※添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、マイクロソフト社 Excel ファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、テキストファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB となっています。

（3）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省サイバーセキュリティ統括官室 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

※ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

※添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、マイクロソフト社 Excel ファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、テキストファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月29日（木）まで（必着）

（郵送の場合も令和8年1月29日（木）必着とします。）

6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ウェブサイトに掲載するほか、総務省サイバーセキュリティ統括官室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である「AI のセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」本編（案）及び「AI のセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」別添（付属資料）（案）以外についての意見は、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することができます。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省サイバーセキュリティ統括官室

担 当：中村参事官補佐、中川主査、河村官

電 話：03-5253-5749

電子メールアドレス：security-AI<@>soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「<@>」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「<@>」を@に直してください。